

西都市埋蔵文化財発掘調査報告書第55集

都於郡城跡発掘調査概要報告書Ⅶ

都 於 郡 城 跡

2 0 0 8

宮崎県西都市教育委員会

序

西都市教育委員会では、都於郡城跡記念物保存修理事業に伴い、都於郡城跡の性格や機能を明確にし、さらに、保存整備計画のデータ蓄積のための資料とすることを目的とした発掘（確認）調査を年次的に進めておりますが、本年度は、二ノ丸跡にて掘立柱建物跡を特定することを目的に発掘調査を行いました。本報告は、その発掘調査の概要報告であります。

調査の結果、掘立柱建物跡を1棟ではありますが特定することができました。掘立柱建物跡を特定できたのは、都於郡城跡でも初めてのことであり、都於郡城跡の性格や機能を解明する大きな手がかりへと繋がる発見であり注目されます。

いずれにしても都於郡城跡の変遷を含め、都於郡城跡を解明するためには極めて貴重な資料であり、大きな成果を得ることができました。

本報告が考古学の研究のみでなく、社会教育や学校教育の面にも広く活用されるとともに、埋蔵文化財に対する理解と認識を深めるための資料となれば幸いと存じます。

なお、調査にあたってご指導・ご協力いただいた方々をはじめ、発掘調査・整理作業にたずさわっていただいた方々、並びに地元の方々に衷心から感謝申し上げます。

平成20年 3月31日

西都市教育委員会

教育長 三ヶ尻 茂樹

例 言

1. 本書は、西都市教育委員会が国庫補助を受け、平成19年度に実施した都於郡城跡発掘調査の概要報告である。
2. 調査は、西都市大字荒武字都於郡に所在する都於郡城跡を対象に行った。調査期間は平成20年1月17日から平成20年3月中旬である。
3. 発掘調査は、西都市教育委員会が主体となり実施した。
4. 発掘調査については藁方・黒木、図面作成等については藁方が担当した。
5. 本書の執筆・編集は藁方が行った。
6. 本書に使用した方位はFig. 2は平面直角座標系第Ⅱ座標系であり、その他は磁北である。

目 次

第Ⅰ章 序説	1
第1節 調査に至る経緯	1
第2節 調査の体制	1
第Ⅱ章 都於郡城跡の概要	2
第1節 遺跡の位置と歴史的環境	2
第Ⅲ章 調査の方法と概要	4
第1節 これまでの調査の概要	4
第2節 調査区の設定	4
第3節 調査の記録	7
第Ⅳ章 まとめ	8
報告書抄録	12

挿 図 目 次

- Fig. 1 都於郡城跡縄張り図
Fig. 2 都於郡城跡周辺位置図 (1/50,000)
Fig. 3 都於郡城跡 (五城郭) 現況及びトレンチ配置図 (平成13～19年度)
Fig. 4 二ノ丸跡トレンチ配置図 (平成13～19年度)
Fig. 5 第19-1・3・7・8、第20トレンチ平面図 (1/80)

図 版 目 次

- PL. 1 1. 都於郡城跡遠景 (空撮・南より) 2. 二ノ丸跡調査掘削前状況 (南東より)
PL. 2 3. 第19-3・7、20トレンチ遺構検出状況① 4. 第19-3・7、20トレンチ遺構検出状況②
PL. 3 5. 第19-3・7、20トレンチ掘立柱建物跡検出状況①
6. 第19-3・7、20トレンチ掘立柱建物跡検出状況②
7. 第19-3・7、20トレンチ掘立柱建物跡検出状況③

第 I 章 序 説

第 1 節 調査に至る経緯

都於郡城跡については、市民の文化財に対する意識の高まりとともに、保護及び保存整備の声が高まり、昭和64年には保存整備構想策定を目的とした確認調査を行っている。しかし、この調査は樹木間でのトレンチ調査であったことから、柱穴群等は検出したものの建物跡を特定するには至らず、城の性格及び機能を明確にすることはできなかった。

また、平成4年度から6年度にかけては、山城本来の姿を復元することを主にした整備が行なわれているが、法面を中心に全面的に樹木を伐採しての整備を行ったことから、樹木の根茎が腐食し、自然災害等による法面の崩落や亀裂が生じてきている。よって、このままでは城跡の形態が大きく変化する可能性が高いことから、早急に法面全体の保護策を講じる必要に迫られ、平成13年度から国庫補助を受けて年次的に法面の保存整備を行っているが、平成15年度から17年度にかけては豪雨や台風により災害が発生したため復旧工事を優先的に行った。本年度は通常の法面整備を行う予定であったが、昨年度、奥ノ城跡及び二ノ丸跡の一部に実施した曲輪平面の排水工事を全体に行うこととなった。また、昨年度からの継続として奥ノ城跡の法面については、オカメザサによる緑化工事を実施した。

一方、都於郡城跡は中世の日向一円を支配した伊東氏累代の本城であり、五城郭を中心に周囲の曲輪からなる縄張りが良好に保存されていることから、平成12年9月には宮崎県では初めて国の史跡として指定を受けている。このことは、歴史的にも貴重な文化遺産として認められたことを意味しているが、反面、その活用（保存整備）については具体的な方向は示されておらず、構想の域を脱していないのが現状であった。

このようなことから、この保存整備と並行して、城跡の性格や機能を解明することはもちろん、保存整備のための基礎データを蓄積するための発掘（確認）調査を年次的に実施しているが、本年度は、二ノ丸跡の掘立柱建物跡を特定することを目的に調査を行った。調査は、平成20年1月17日に開始し、平成20年3月中旬に終了予定である。

第 2 節 調査の体制

調査主体	西都市教育委員会
	教 育 長 三ヶ尻 茂 樹
	社会教育 課 長 荒 川 昭 英
	同 補 佐 楠 瀬 寿 彦
	同 主任主事 筧 瀬 明 宏
	同 主 事 津 曲 大 祐
調 査 員	同 主 幹 蓑 方 政 幾
	同 主任主事 黒 木 裕 平
調査指導	日 高 正 晴 （西都原古墳研究所長）

第Ⅱ章 都於郡城跡の概要

第1節 遺跡の位置と歴史的環境

西都市は、九州山地を源流とし日向灘に注がれる一ツ瀬川中流域に位置し、南部は一ツ瀬川とその支流である三納川と三財川とが造り出した西都平野となっているが、その間には九州山地から幾状にも延びた洪積層台地が列になっている。

九州山地に属し国見山を源流とする三財川の下流域の流路が北に向かう地点の東に展開する都於郡台地の北西端に都於郡城の主体部（五城郭）がある。山城様式に構築されたこの城は、平地に孤立した自然の山丘を城取りしたもので、標高100m前後である。周りは急峻な断崖となって水田につながり、裾部には三財川が流れて外堀の役目を果たしている。

本城跡の西方900m、三財川を隔てた対岸台地（小豆野原台地）上には、縁辺部を中心に三財古墳群が分布し、東面は、一部は裾部に水田が広がり、延長した台地の東方に佐土原城跡を望むことができる。南面には無数の小丘陵地が連続しており大淀川流域の地形に繋がっている。北面は、国指定の茶臼原古墳群や穂北城跡が分布する茶臼原台地、そして、その南側には国指定の新田原古墳群が分布する新田原台地、さらに、同台地西側の平野部には市街地を眺望することができる。

都於郡城跡の主体部は、「本丸跡」・「二ノ丸跡」・「三ノ丸跡」・「西ノ城跡」・「奥ノ城跡」の5つの曲輪からなっており、通常は「五城郭」と称しているが、遠くから見た様子が舟が浮いているように見えることから別名「浮舟城」とも呼ばれている。その範囲は、南北約260m・東西約400mにも及んでいる。また、主要曲輪の外側周辺には、「東ノ城」「向ノ城」「南ノ城」「日隠城」などの出城跡や大用寺・岳惣寺・一乗院などの寺院跡が分布している。

また、伊東墓地や都於郡城の城下町であった都於郡町には短冊型地割が認められる。いずれにしても、都於郡城は日向一円を支配した伊東氏畠代の本城であり、熊本の菊地城などと共に中世期を代表する貴重な歴史遺産である。

なお、出城については、いずれも台地の先端に位置し、さらに、五城郭と近郊との主要な連絡道路を押さえており、五城郭の南側から東側にかけての守備を主とする砦として機能を果たしていたものと思われる。

また、大用寺・岳惣寺・一乗院・定徳院などの寺院は、戦闘時における戦力の担い手として位置づけられていたと考えられ、五城郭の周辺を防衛する役割を果たしていたと思われる。

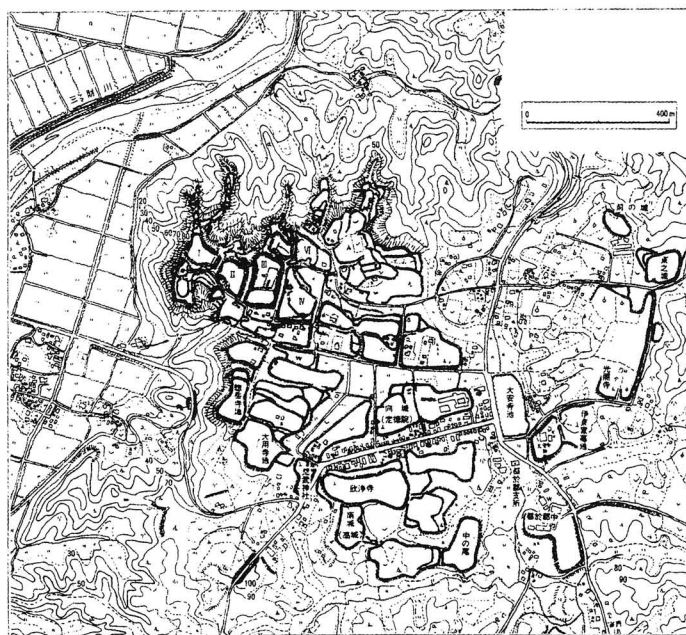
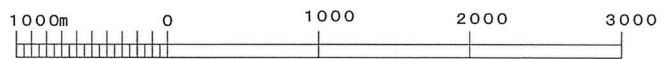
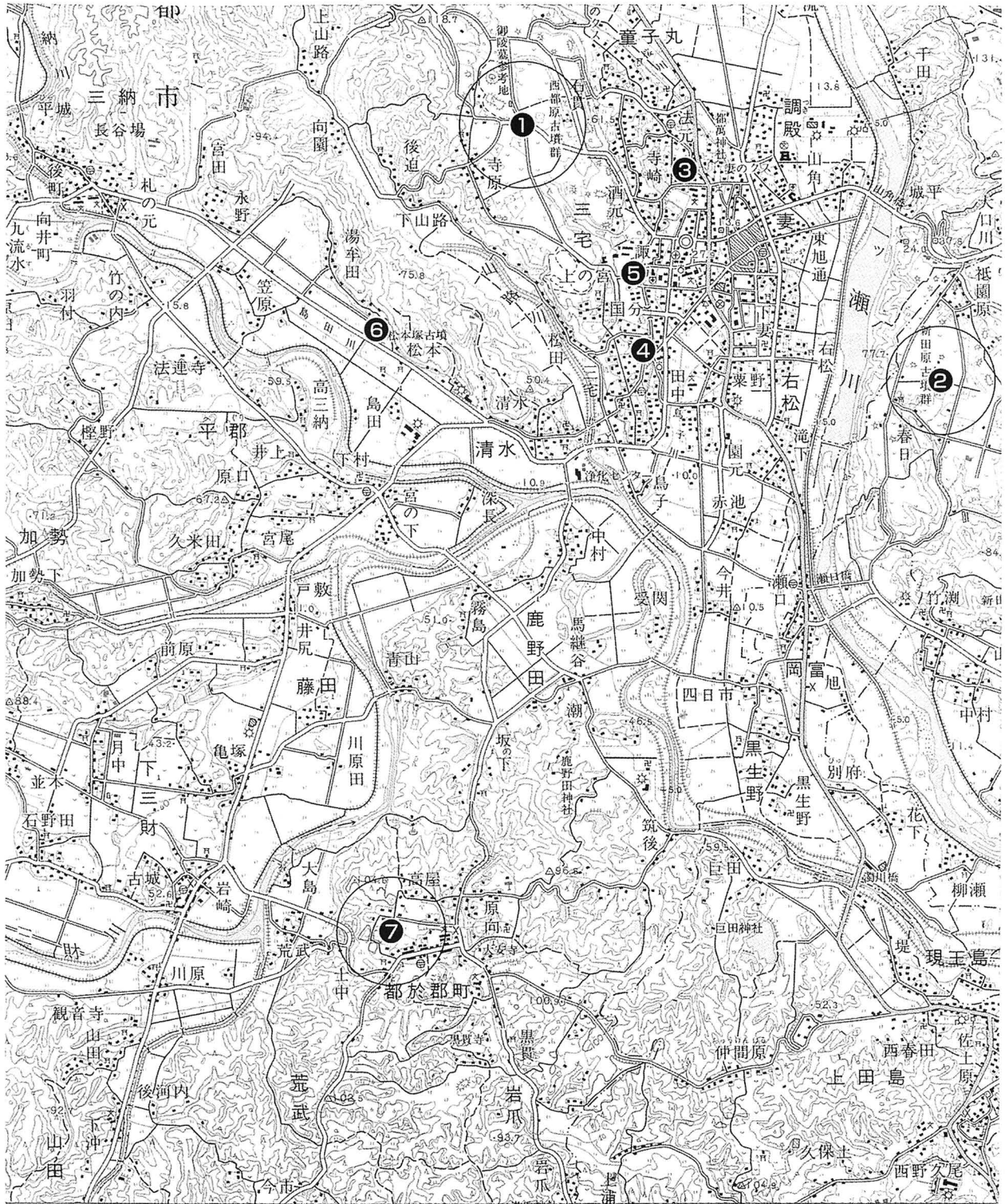


Fig.1 都於郡城縄張り図 宮崎県中近世城跡緊急分布調査報告書より転載（八巻孝夫原図作成）



- 1. 特別史跡・西都原古墳群 2. 新田原古墳群
- 3. 寺崎遺跡（日向国衙跡） 4. 日向国分寺跡 5. 日向国分尼寺跡
- 6. 松本塚古墳 7. 都於郡城跡

Fig. 2 都於郡城跡 周辺位置図

第Ⅲ章 調査の方法と概要

第1節 これまでの調査の概要

都於郡城跡では、昭和64年に本丸跡の発掘調査（トレンチ）が行われ、多数の柱穴や円形・方形状土壌が検出されたものの、建物跡を特定するには至らなかった。

そして、平成13年度からは城跡の性格と機能及び保存整備のデータ蓄積のための確認調査を年次的に実施することとなり、まず、二ノ丸跡から実施したが、多くの遺構・遺物を検出することができた。この中で、平成14年度の調査では初めて虎口に関連した遺構を検出し、これに付随して門柱跡ではないかと推定される長方形の柱穴も検出した。平成15年度・16年度の調査ではさらに南側中央部に南北に伸びた第2の虎口を特定することができ、さらに第1虎口同様門柱跡ではないかと推定される柱穴も確認できた。しかし、これらはいずれも登り口周辺が崩落によりなくなっているため残念ではあるが、都於郡城を解明するためには非常に貴重な発見となった。

また、土塁については、北側土塁と東側土塁は構築方法や堆積土など全く異なるものではあるが、交互に構築されながら、時間の流れのなかで、何らかの意味を持ちながら東側土塁のみが巨大な強固なものになっていたことなどが判明した。

さらに、溝状遺構も3時期に分かれることを確認し、東側は土塁に沿って、北側及び西側は東側土塁とほぼ同間隔で延びていることが判明した。しかし、構築時期については、大型の方形柱穴を含む柱穴群や虎口及び土塁よりも新しい時期のものであると判断した。

これらのことから、二ノ丸には多数の掘立柱建物はもちろん、曲輪の南側東部及び中央部には同時期あるいは時期を異にして虎口が存在し、そして、少なくとも北側と東側端部には低い土塁が構築されたが、それが何らかの理由で東側土塁のみが大きく強固なものなり、その過程のなかで溝状遺構が掘削され、最終的に大なり小なりの崩落をしながら廃城とも重なって現状の姿に至ったものと判断した。

第2節 調査区の設定と現況

調査区については、これまでの調査においても特定できなかった掘立柱建物跡を確認することが目的であり、平成17年度調査した第19-3・7・8トレンチにて掘立柱建物跡と思われる柱穴を検出していることから、この第19-3・7・8トレンチを拡大するようにトレンチを設定して、人力により掘削を行った。

なお、トレンチは、二ノ丸跡に任意に組んだ20mの方眼グリッド（平成13年度設定）を基に設定を行った。

この二ノ跡は、五城郭の中心に位置し、本丸跡と三ノ丸跡の間に所在している曲輪である。また、二ノ丸跡は本丸跡と比較して古い時期に築城されたと言われているが、南側部分は残念ながら崩落しており、当時の姿を留めていない。標高は約104m、規模的には東西95m・南北85m（中心部）を測り、曲輪内は平坦で、北側と東側には土塁を有しているが、東側の土塁は、幅10.0m・長さ75.0m・高さ2.5～3.6mの非常に巨大なものである。

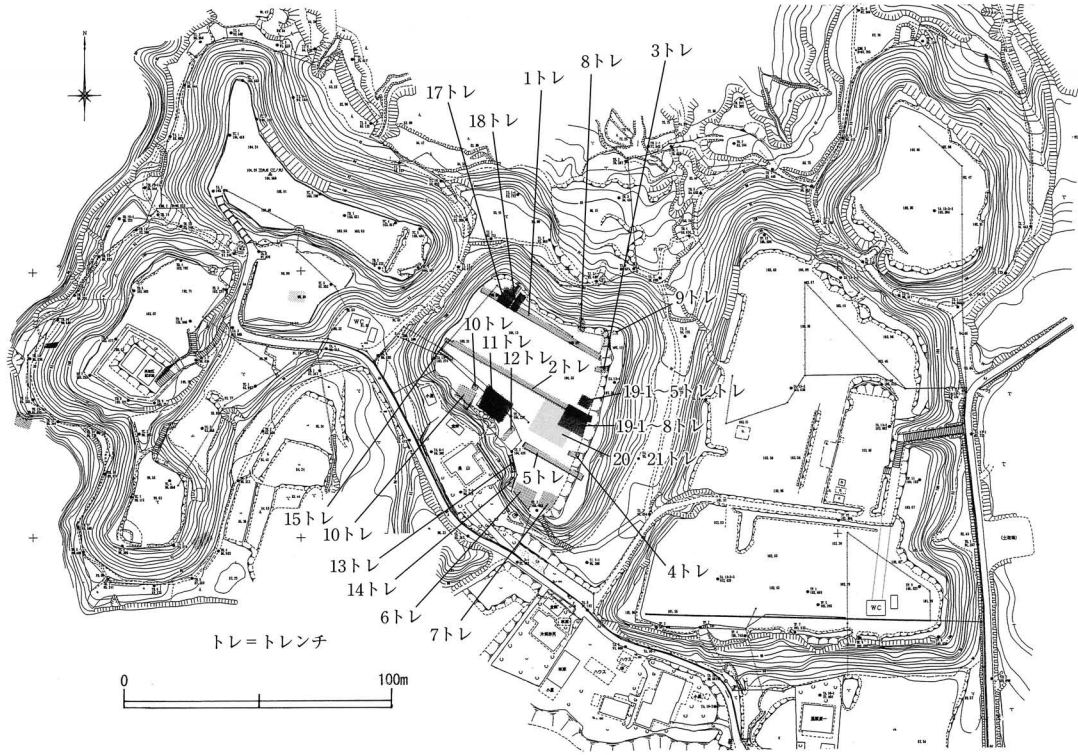


Fig. 3 都於郡城跡（五城部）現況及びトレンチ配置図（平成13～19年度）

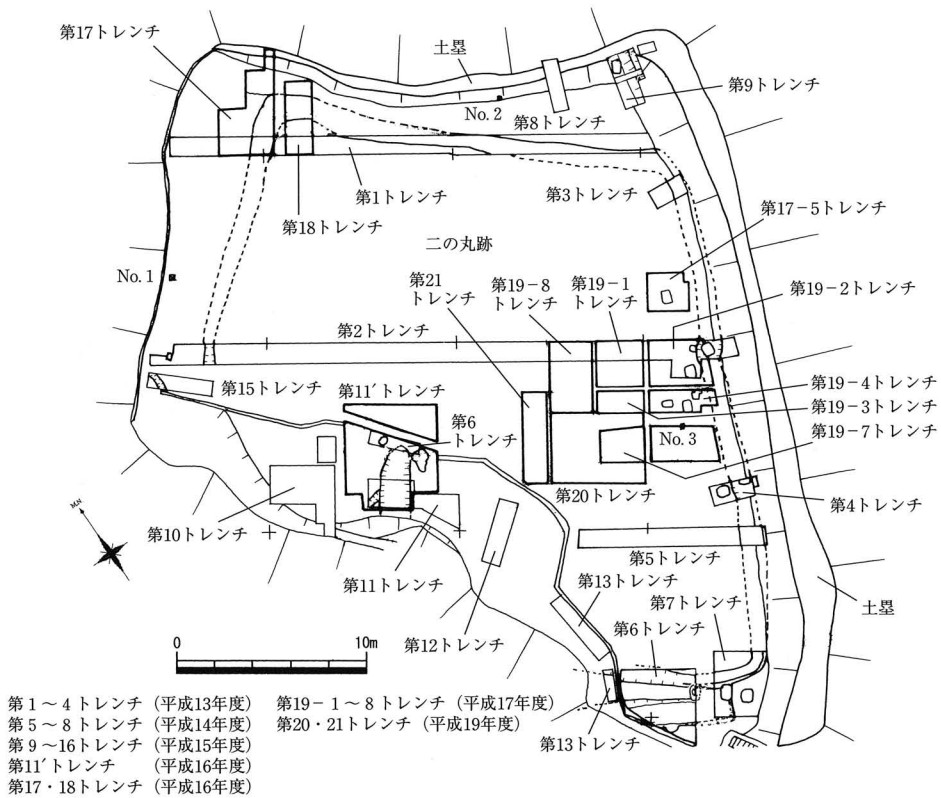


Fig. 4 ニノ丸跡トレンチ配置図（平成13～19年度）

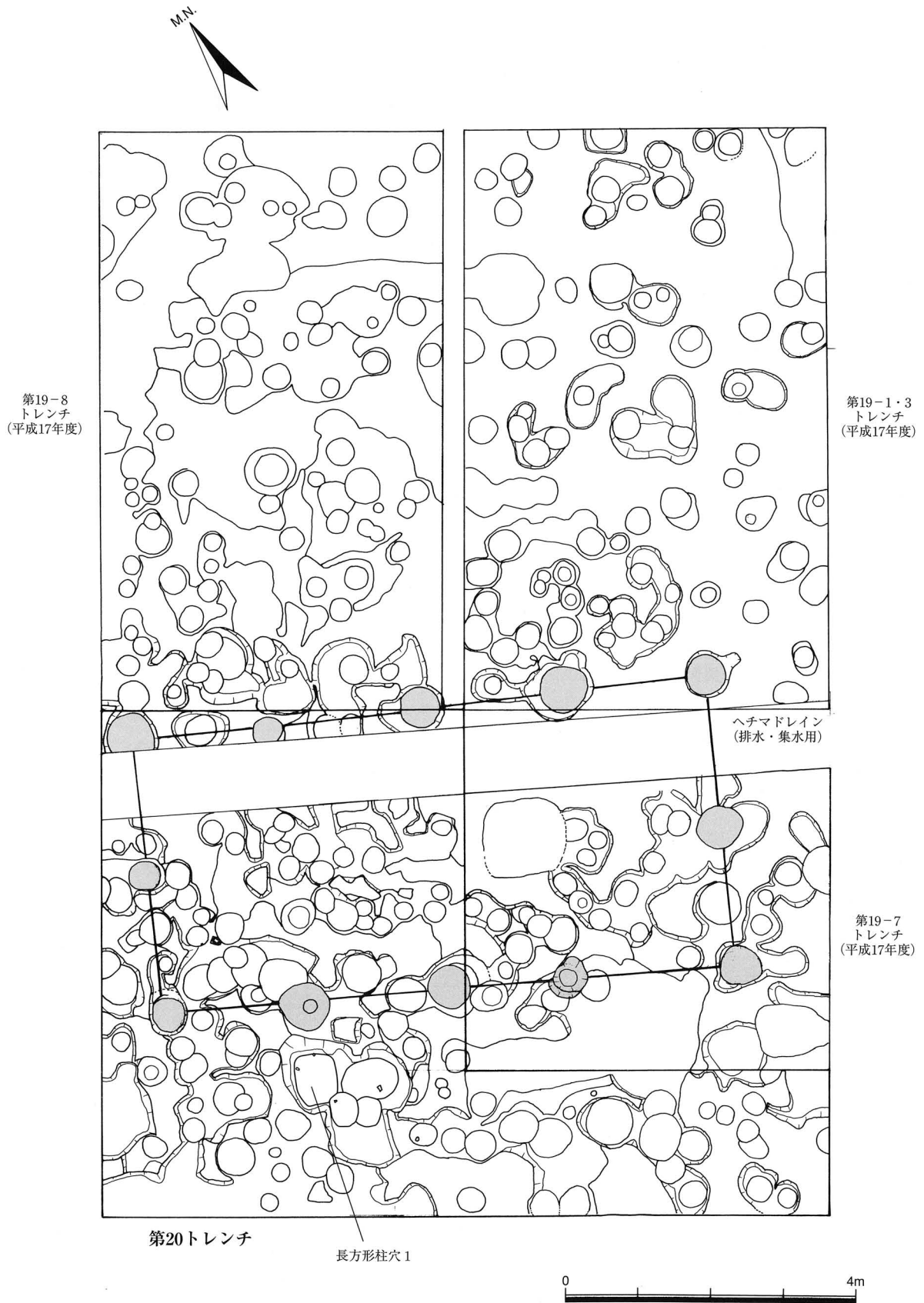


Fig. 5 第19-1・3・7・8、第20トレンチ平面図 (1/80)

第3節 調査の記録

1. 遺構と遺物

前回（平成17年度）と今回（第20・21トレンチ）の調査分も含めて、多数の柱穴と長方形柱穴等が確認された。柱穴は、円形のものほとんどである。その大部分が掘立柱建物のものと推定され、検出状況から幾度となく建て替えが行われていたことを示すかのように隣接あるいは重複している。

掘立柱建物跡（Fig.5）

今回、掘立柱建物跡を特定することを目的として調査を行っており、現在のところ1棟を特定することができた。これから、3月までの調査の中で、さらに、精査し特定したいと思っているが、あまりにも重複しているため厳しい状況である。

1号掘立柱建物跡は、2×4間の東西棟で、桁行（EW）1.9～2.0m、梁間（NS）2.0mを測る。柱穴はすべて円形で、径0.4～0.7m、深さは完掘しているのが1個のみであるためはっきりしないが、それは0.43mを測る。埋土は黒色及び黒褐色土で、柱痕は1個のみ確認することができた。その径は0.16mで、灰白色の粘質土で充填されている。床面積は約32㎡である。

遺物は、土師器等が出土しているが、量的には少ない。

柱穴群（Fig.5）

柱穴はほとんどが円形であり、規模的には径0.20mの小さなものから、径0.96mの大きなものまで様々で、多いのは径0.45～0.50mのものである。中には灰白色粘質土の柱痕が遺存しているものも含まれている。いずれにしても、検出状況からは幾度となく掘立柱建物の建て替えが行われたことを示すように隣接及び重複している。

遺物は、土師器が主体を占めており、その他、須恵器・輸入陶磁器・陶磁器・染付・土錘・古銭等が出土している。

長方形柱穴（Fig.5）

これまでの調査で、周辺のトレンチ（19-2・4・7）を含め何個か検出しているが、今回の調査でも検出（第20トレンチ）した。長方形柱穴1は長軸0.72m・短軸約0.60mを測る。深さは完掘していないため不明である。

第Ⅳ章 ま と め

今回は、掘立柱建物跡を特定することを目標に調査を進めた。調査の結果、掘立柱建物跡1棟を特定することができた。都於郡城跡では、五城郭及びその他の曲輪を含めても、初めての検出例である。現在、まだ第21トレンチを調査中であり、さらに、特定できるよう精査中である。規模的には、2×4間の東西棟で、床面積は32㎡とあまり大きくはないが、貴重な資料であり、大きな成果をあげることができた。

今回の調査の目的とは別に、長方形柱穴をこれまでの調査⁽¹⁾同様に検出することができた。この長方形柱穴は、東側土塁周辺に集中していることから、「懸造り」に関連したものではないかと想定し、検証してきたものである。このことについては、平成17年度の報告書にて、「方形及び長方形柱穴については、「懸造り」のものである可能性はあるものの、主軸の方向や位置（配置）関係等課題も多く、確実に「懸造り」であると現状で断定するのは厳しい状況である。」としている。今回のものも含めて考慮しても、この遺構の使用目的を判断することはできなかった。今後残された課題である。

いずれにしても、二ノ丸跡の機能や性格を解明するためには極めて重要な資料が検出されたことは大きな成果であり、都於郡城が必要に応じて造成され成長しながら現在の姿になる過程の中で構築されたり、消滅したりした形跡であると考ええる。

このように、今回の調査も含め、これまでの調査で少しずつではあるが都於郡城跡の構造を解明することができた。しかし、反面課題も残されており、今後調査していく中で検討していかなければならないと考える。

註

(1)西都市教育委員会「都於郡城跡発掘調査概要報告書Ⅴ」『西都市埋蔵文化財発掘調査報告書』
第48集2006



1. 都於郡城跡遠景（空撮・南より）



2. 二ノ丸跡調査掘削前状況（南東より）



3. 第19-3・7、20トレンチ遺構検出状況①



4. 第19-3・7、20トレンチ遺構検出状況②



5. 第19-3・7、20トレンチ掘立柱建物跡検出状況①



6. 第19-3・7、20トレンチ掘立柱建物跡検出状況②



7. 第19-3・7、20トレンチ
掘立柱建物跡検出状況③

報告書抄録

ふりがな	とのこおりじょうあと						
書名	都於郡城跡						
副書名	都於郡城跡発掘調査概要報告書						
巻次	第7集						
シリーズ名	西都市埋蔵文化財発掘調査報告書						
シリーズ番号	第55集						
編著者名	蓑方政幾						
編集機関	西都市教育委員会						
所在地	〒881-8501宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地TEL0983-43-1111						
発行年月日	西暦2008年3月31日						
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)
		市町村	遺跡番号				
とのこおりじょうあと 都於郡城跡	みやざきけんさいとし 宮崎県西都市 おおあざあらたけあざとのこおり 大字荒武字都於郡		5002	32° 03' 41"	32° 03' 35"	2008.01.17	130
						131° 22' 20"	
調査原因	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項	
保存整備データ蓄積に伴う確認調査	城跡	中世	柱穴群（長方形柱穴含む） 掘立柱建物跡	土師器・須恵器 輸入陶磁器（青磁等） 陶磁器・古銭 土錘			

『西都市埋蔵文化財発掘調査報告書』第55集

「都於郡城跡発掘調査概要報告書Ⅶ」

平成20年3月31日発行

編集発行 西都市教育委員会

印刷所 ふくしげ印刷

